

# 令和8年昭和村農作業標準賃金

令和8年の農作業賃金は、隣接町村との均衡や諸物価等を参考として次のとおり定めましたのでお知らせします。

作業種類	単位	標準賃金	備考
田畑耕起	10a	5,457 円	1枚5a未満は50%、5a～10a未満は30%増、ほ場条件が悪い場合は当事者間で協議
代かき	10a	6,670 円	
機械田植え	10a	6,064 円	角植えは含まない
コンバイン刈り取り	10a	20,617 円	倒伏田、湿田、1枚10a未満の田は30%増
粃運搬	10a	3,032 円	1枚10a未満の田は20%増
出荷米等運搬	1袋	121 円	30kg入り
農作業賃金 (軽作業)	1日	8,264 円	1日の作業時間は8時間 時給の場合は1時間あたり1,033円 専門作業賃金は内容により当事者間で協議
肥料散布	10a	1,213 円	10a当たり 20kg入り3袋基準
機械防除	10a	849 円	除草剤散布を含む
畦畔塗り	1m	61 円	機械塗り
草刈り	1時間	2,183 円	機械刈り(機械及び燃料代を含む)
水稻 乾燥・調整	30kg /袋	909 円	水分24%基準
色彩選別 (うるち)	30kg /袋	232 円	張込作業を含む 機械清掃作業が必要な場合は当事者間で協議
そば刈取り	10a	6,671 円	倒伏したもの、1枚10a未満の圃場については、当事者間で協議
そば 乾燥・調整	1kg	50 円	水分15%基準、1袋(22.5kg)あたりは、1,134円 (消費税10%)

・上記金額は標準額です。作業条件等により勘案する場合、項目にない作業を行う場合は当事者間の協議により金額を決定してください。

・最低賃金が見直され、作業賃金額がその額を下回る場合は新しい最低賃金額に読み替えるものとします。

・今後燃料費が大きく高騰した場合は標準賃金を改める可能性があります。

昭和村農作業賃金協議会